

【ベトナム】ベトナムにおける新型コロナウィルスの感染拡大に伴う知的財産関連費用の減額の延長について

2021年1月6日  
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける新型コロナウィルスの感染拡大に伴う知的財産関連費用の減額の延長についてのお知らせです。

ベトナム財務省は、2020年12月29日、新型コロナウィルスの感染拡大による経済活動の停滞を防止するため、各種費用を減額する旨の通達（No.112/2020/TT-BTC）を公布した。

ベトナム財務省は、2020年5月26日にも同内容の通達（No.45/2020/TT-BTC）を発行しており、2020年5月26日から2020年12月31日まで間、知的財産関連の費用を定めた財務省通達（No.263/2016/TT-BTC）の別表のセクションAに定められた費用（出願費用、登録費用、維持費用、登録証発行費用等）について50%の減額を認めていたが、同通達により、減額の期間が2021年6月30日まで延長されることとなった。

情報公開日

2020年12月31日

URL等

[http://www.noip.gov.vn/vi\\_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset\\_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thong-tu-quy-inh-le-phi-so-huu-cong-nghiep-tu-01-01-2021-en-30-06-2021](http://www.noip.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thong-tu-quy-inh-le-phi-so-huu-cong-nghiep-tu-01-01-2021-en-30-06-2021)

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。